

平成30年3月 定例会（第1回）会議録（抜粋）

○2番（青山雅紀君） 皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

初めに、中小企業支援についてのうち、本市における事業承継に対する取り組みについてお伺いします。

現在、中小企業・小規模事業者支援につきましては、本市はもとより、各地域や自治体におきまして、さまざまな取り組みが行われております。

本市が平成28年度にスタートしましたトライアル発注認定事業は、地元企業の信用力のアップや実績づくりとして、中小企業の販路拡大の後押しとなっていることは間違いなく、他都市に例を見ない取り組みであり、高く評価しているところであります。

そのような中で、地方自治体や商工会議所等の支援機関では、多様化、高度化が求められており、昨今では、大学や金融機関などでも地域の中小企業を支援するための新たな取り組みも行われるなど、支援機能の厚みは増してきているように感じております。

そこで、幅広い中小企業支援の中でも、今回は事業承継について、特に、承継相手が明確に決定している企業ではなく、承継者が不在、未定で、現在困っておられる経営者への事業承継支援について取り上げさせていただきます。

中小企業庁の調査では、2025年までに経営者が70歳を超える中小・小規模事業者は、全国で245万社となり、その約半数の130万社で後継者が決まっていなるとされております。また、従来は9割以上の中小企業では親族に事業を引き継いでいたのに対し、現在ではその割合は4割以下へと低下傾向にあり、当たり前とされていた親族が家業を継ぐという考え方が成り立たない時代になりつつあるのも、近年の大きな特徴と言えると思います。

年齢を問わずにいつまでも働くことができることは、もちろん喜ばしいことではあります。が、経営者の高齢化に伴う後継者不足などを背景に、次の世代へ事業を引き継ぐことが困難となり、過去5年間で姿を消した40万社の中小企業のほとんどが後継者不足などの理由による廃業であり、その半分が黒字経営だった事実も見逃すわけにはいきません。

そこで、喫緊の対策として、国では全国に事業引継ぎ支援センターを設置し、起業希望者と承継したい人とをつなげるマッチングの加速や経済産業省が全国で進める創業スクール、また、長期的な取り組みとして、義務教育から起業への関心を高める工夫等、あらゆる手を尽くし対応の強化が進められております。

その一方で、複数の支援機能や経営相談窓口が存在する中、国等の補助事業の窓口機能がわかりにくい、適切な支援施策等がわからないなど、施策事業を活用したいと考える中小企業の立場に立てば、使いやすい状況にあるとは言い難いとの意見も、実際に私のところにも届いております。

県では、2015年7月に事業引継ぎ支援センターが千葉商工会議所内に開設され、事業承継をサポートしているとお聞きしておりますが、本市では、2016年度から産業振興財団に相談窓口を設置されております。

そこでお伺いします。

一つに、本市における中小企業等の事業承継に関する実態及び事業承継支援の取組状況と

課題について。

二つに、今後どのように取り組むのか。

以上、2点お聞かせください。

次に、中小企業支援についてのうち、設備投資にかかわる新たな固定資産税特例についてお伺いします。

昨年末取りまとめました与党税制改正大綱の中に、中小企業の設備投資を促し、生産性向上を図る目的で、償却資産に係る固定資産税の特例措置の創設が我が公明党の推進で盛り込まれました。

スクリーンをごらんください。詳細は、市町村の判断により、要件を満たす設備投資を行った中小企業に対し、3年間の特例措置として、当該資産への固定資産税を最大ゼロにすることができるというものであります。現在では、固定資産税は赤字の中小企業でも負担していることから、この負担軽減は中小企業事業主の方々にとっては心強い措置になることは間違いありません。

この特例措置に対して、本市では特例率ゼロで取り組むとのことであり、自治体の基幹税であります固定資産税の減少が伴うにもかかわらず、いち早く方向性を打ち出されましたことを高く評価いたしております。

本特例は、新規設備投資資産への期間限定の優遇措置であること、中小企業の活性化が進み、地域経済に活力を与え、自治体税収全体への好影響が期待できることや特例期間終了後は新たな投資資産への固定資産税が入ってくること、さらには、減収補填の交付税措置がなされることなどを勘案しますと、一時的には税収は減少するものの、長期的には増収につながるものと考えているところであります。

そこでお伺いします。

この制度における固定資産税の特例率は、通常国会において生産性向上特別措置法案の成立後、各市町村の条例で定めることとなっており、正式な決定は今後の条例改正によるものではありませんが、特例率をゼロとする本市の考え方及び本市市税への影響並びに中小企業の労働生産性向上への効果をどのように予想しているのか、お聞かせください。

次に、特区民泊についてお伺いします。

特区民泊は、国が定めた国家戦略特別区域において実施される民泊であり、外国人及び日本人の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき使用させるものとなります。既に、東京都大田区や大阪府などで実施されておりますが、現在、政令市においては、大阪市、北九州市、新潟市で進められております。

本市においては、内陸部の緑豊かな自然や里山などの地域自然を有効に活用し、地域経済の活性化を図るため、滞在型余暇活動として特区民泊の促進を図っていくとのことで、昨年第3回定例会におきまして、千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業、いわゆる特区民泊に関する条例が可決され、12月に施行されました。

私は、今後は特区民泊の実施地域に所在する観光施設として、市動物公園や国の特別史跡に指定された加曽利貝塚、また、今月、泉自然公園内にオープンしますフォレストアドベンチャー千葉などへの集客効果にも期待をしているところでございます。

そこで、特区民泊の開業を目指す事業者等を対象に創設されました宿泊施設の整備を支援する補助金制度について確認させていただきます。

この補助金制度は、特区民泊施設として市から認定されるために必要な設備である自動火災報知器などの消防設備や浄化槽、多言語に対応した案内表示などの整備費等を助成対象として、特区民泊施設と認められたあと、経費の半額を限度に 30 万円まで補助金を交付する制度となっておりますが、特区民泊を開始する上で、初期投資としての費用面で悩む事業者もおられると伺っております。

そこで、さきに募集されました特区民泊施設の環境整備促進補助の採択状況についてお聞かせください。

次に、スタンドパイプの活用についてお伺いします。

スクリーンをごらんください。私は、平成 27 年第 4 回定例会において、震災などによる同時多発的な火災などの発生における住民が活用できる初期消火資機材として、また、断水時に速やかに活用できる応急給水用仮設給水栓として、スタンドパイプを紹介させていただきました。さらには、スタンドパイプを自主防災組織に提供、貸与している自治体の視察結果を通して、災害時における消火栓の活用についても要望させていただきました。

その後、本市では千葉県水道局との協議が終了し、排水栓が消防用水源として使用が可能となり、さらにスタンドパイプが災害用資機材として補助対象になったことで、幾つかの自主防災組織では、スタンドパイプを購入し、地域での防災訓練等で活用されていると伺っております。また、花見川区では、昨年 10 月から区内の自主防災組織へのスタンドパイプの貸し出し事業がスタートしています。

ちょうど今月の 11 日は、東日本大震災より 7 年を迎えるに当たり、今回改めてスタンドパイプの活用について取り上げさせていただきました。

千葉市直下地震での被害想定調査では、火災における建物被害は、火気の使用が多い冬場の 18 時で風速 8 メーター毎秒の強風の場合に最大となり、焼失棟数は市内全域で 5,880 棟と示されています。そのような大規模地震が発生した場合、同時多発的に発生する災害や倒壊した建物などに道が阻まれることも考えられ、災害現場に消防隊がすぐに到着できるとは限りません。

本市では、このような事態も想定し、共助の組織であります自主防災組織にて、各種災害への対応力を養うための避難訓練や初期消火訓練などを実施するほか、避難所の運営を担う避難所運営委員会では、避難所の開設運営訓練等を行い、災害発生時に備えていると聞いております。本年の出初め式のテーマが災害に備えて取り組む自助共助であったように、災害火災発生時の非常事態では、地域住民が協力し合い、消火に当たることも求められております。

そこで、住民が活用できる消火資機材の一つがスタンドパイプであります。

スクリーンをごらんください。私が提案しているスタンドパイプは、消防署や消防団が使用されている 65 ミリや 50 ミリのホース口径の資機材ではなく、ホース口径は 40 ミリ口径で、軽量タイプの資機材であります。しかしながら、放水距離は十分確保でき、消防車が進入できない道路が狭い地域や木造住宅密集地域でも消火活動が可能と言われております。

次に、断水時に使用する応急給水機材としてのスタンドパイプの活用についてですが、千葉市直下地震の地震被害の想定調査では、断水率が発生直後で約7割、1週間後でも約4割と、水道の復旧には時間がかかるものと想定されており、大規模災害時の水の確保は重要な課題であります。

スタンドパイプを活用した給水は、各家庭への給水管が復旧されていなくても、道路に敷設されている配水管が復旧していれば設置は可能であり、給水車とは異なり、いつでも給水は可能であり、有効なものであると考えます。

本市では、災害時の給水としては、ペットボトル水の備蓄や井戸の整備、給水車による給水などが予定されておりますが、より一層の対策の強化が望まれているところでございます。

以上、スタンドパイプについて、消火資機材、応急給水機材としての有効性を改めまして申し上げます。

そこでお伺いします。

一つに、スタンドパイプを活用した初期消火訓練の実施状況について。

二つに、花見川区での資機材貸し出し事業の進捗状況について。

三つに、スタンドパイプを活用した応急給水用仮設給水栓の導入状況についてお聞かせください。

以上で1回目を終了します。御答弁、よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○**経済農政局長（今井克己君）** 初めに、中小企業支援についてお答えいたします。

まず、中小企業などの事業承継の実態及び事業承継支援の取組状況と課題についてですが、民間調査会社が1月に発表した県内の事業承継実態調査によりますと、後継者不在としている企業は67.6%との調査結果が出ております。

個別の状況といたしましては、高い競争力を有する企業において承継が進む一方で、子供などの親族が会社勤務にやりがいを見つけ、家業に関心を示していないことによる後継者不在により事業の廃止を検討している事業者など、さまざまなケースがございます。また、後継者候補が経営者となることに不安があるなどの理由で、承継したがない事例も見受けられます。

事業承継は、家族、親族の権利関係にもつながるため、経営者は悩みを抱え込むことが多いと言われており、相談件数が伸びない一因ともなっております。

このような中、本市の取り組みといたしましては、市産業振興財団において、平成28年度から、事業承継計画の策定支援や関係機関と連携したセミナー開催により、事業承継に取り組む必要性の理解促進に努めているところでございます。

セミナーの内容は、承継の不安を軽減し、多くの参加を促すため、経営と財務に分けた承継のポイントや承継に役立つ税制も盛り込むなど、承継に悩む経営者から経営経験のない後継者候補まで、幅広く関心を持たれるよう工夫を行っているところでございます。

しかしながら、セミナーでの講義は基礎的な知識習得を目的としたもので、具体例の提示などによる実践的な構成にまで至っていないことから、円滑な承継に数年を要することに実感が伴わず、承継計画策定など実際の承継作業に着手するまで至る例は少なく、さらなる取組強化が必要と考えております。

次に、事業承継について今後どのように取り組むのかについてですが、セミナー受講者など承継を検討されている事業者には、まずは承継を前進させる意識づけが必要と考えております。そこで、来年度は、既存セミナーの開催に加え、新たに後継者候補を対象とする少人数の実践的なゼミ形式のセミナーを開催し、実際に承継を行った経営者による体験談や講話などにより、承継の取り組みに対する心理的なハードルを低くするとともに、後継者候補同士が承継特有の相談を気軽に行えるよう、ネットワークづくりも盛り込むなど、承継を前進させる工夫を行うことといたしております。

さらには、実際の承継作業に着手した事業者に対しては、承継計画の策定を支援するなど、進捗段階に応じた支援を行い、市内企業の計画的な承継を促してまいります。

次に、特例率をゼロとする本市の考え方及び市税への影響並びに中小企業の労働生産性向上への効果予測についてですが、国におきましては、中小企業の労働生産性向上の足かせとなっている老朽化した設備の更新を加速化させるために、平成30年度から32年度を集中投資期間に位置づけ、償却資産課税の特例化を実施しようとしているものであり、本市といたしましても、この機会に、市内中小企業の設備投資を最大限促進させる必要があると考え、特例率をゼロとするため、今後、条例改正など所要の手續に着手してまいります。

次に、市税への影響につきましては、現在実施されている固定資産税特例の申請状況をもとに、当該特例措置の利用見込みを推計し、市税や労働生産性への影響を分析したところ、市税への影響が出る最初の年である平成31年度に約3,600万円の減収を見込んでおります。

また、労働生産性の向上効果は、想定どおりに中小企業の設備更新がなされた場合、事業活動における付加価値額の増加は年間5億円程度に達すると試算しております。

なお、中小企業の設備投資が進むことで、中長期的には税収増を見込めるとともに、生産性が改善されることにより、企業の収益力の向上や雇用の増加など、さまざまな面において地域経済活性化に寄与するものと期待いたしております。

次に、特区民泊についてお答えいたします。

特区民泊施設の環境整備促進補助の採択状況についてですが、昨年12月26日から1カ月間補助申請を受け付けたところ、何件かの問い合わせはありましたが、結果的には若葉区内での1件の申請となりました。この案件につきましては、その後、施設の立地やロケーション、グリーンツーリズムを絡めたサービスの提供が可能かなどの観点から、書類及び面接審査による選考を行った上で、2月初旬に補助金の交付決定を行ったところでございます。

以上でございます。

○総務局長（大木正人君） スタンドパイプの活用についてのうち、所管についてお答えをいたします。

まず、スタンドパイプを活用した初期消火訓練の実施状況についてですが、自主防災組織における初期消火活動に排水栓が使用可能となってから、消防署立ち会いのもと、消火訓練を実施した自主防災組織は、平成28年度に5組織、29年度は現在まで8組織でありまして、今後1組織が実施を予定しております。また、緑区の昭和の森で開催いたしました第38回九都県市合同防災訓練千葉市会場におきましても、地元自主防災組織による初期消火訓練を実施したところでございます。

次に、スタンドパイプを活用した応急給水用仮設給水栓の導入状況についてですが、大規模災害発生時に、本市の職員等が消火栓や排水栓に仮設給水栓を設置し、応急給水を行うことができるようにするため、昨年1月に、千葉県水道局と応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書を締結いたしました。

その後、県水道局におきまして、災害発生時に避難所周辺で活用できる消火栓等について、事前に選定する作業を実施したところでございます。現在は、仮設給水栓及びスタンドパイプなど26セットの貸与手続きを進めているところでありまして、数年に分けて、合計105セットが県水道局から貸与される予定となっております。

今後は、災害発生時に円滑な応急給水が実施できるよう、仮設給水栓の設置訓練やマニュアルの整備などを行いまして、応急給水体制の構築に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○花見川区長（芦ヶ谷勝君） スタンドパイプの活用についてのうち、所管についてお答えします。

花見川区での資機材貸し出し事業の進捗状況についてですが、平成27年度末に、自主防災組織による排水栓を活用した初期消火活動が可能となり、多くの自主防災組織から資機材や訓練方法等について問い合わせがありましたことから、昨年9月に、区内の自主防災組織に御参加いただき、初期消火訓練のデモンストレーションを実施しました。参加者からは、スタンドパイプについて、水量も多く取り扱いも容易である、実際に使用することで有効性を確認できたなどの意見をいただいております。

10月からの資機材の貸し出し事業では、現在までに二つの自主防災組織に貸し出しを行ったほか、今後、三つの自主防災組織に貸し出しを予定しております。また、既に所有している三つの自主防災組織のほか、デモンストレーションに参加した二つの自主防災組織がスタンドパイプを購入されております。

以上でございます。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。事業承継の実態について、民間調査会社が行った千葉県内の調査の内容についてお答えをいただきました。市内の実態については調査が実施されていないように見受けられますが、今後の取り組みを進めるに当たっては、市内の中小企業の事業承継の実態を把握していただくことは重要であり、ぜひ調査を行っていただきたいと、まずは申し上げておきます。

さて、国における2018年度税制改正大綱で、私たち公明党の主張が反映されまして、10年間の時限措置として、中小企業経営者の引き継ぎを支援する税制措置が創設され、事業承継税制が抜本的に拡充されました。

スクリーンをごらんください。この事業承継税制は、平成21年度から創設されている制度ではありますが、自社株を贈与や相続で引き継ぐ際の納税の適用要件が厳しく感じられる面もあり、経営者の反応も鈍くなっていたことが今日まで事業承継をうまく進められなかった原因の一つとも言われております。

しかしながら、今回の改正により、事業承継時において先代経営者から後継者が承継する

際に負担となっていた自社株にかかる、その相続税と贈与税の納税猶予割合が100%に拡大することが大きな特徴となっております。

さらに、外部人材の登用やM&A、株式、事業の譲渡益にかかわる課税負担も軽減されることになったことで、後継者不足に悩む中小企業経営者の円滑、また計画的な事業の承継促進に大いに期待が持てる税制となりました。

そこでお伺いします。

今回の事業承継税制の見直しがあったことを踏まえ、中小企業に事業承継の準備を積極的に働きかけていくべきと考えますが、本市ではどのような施策を考えておられるのか、本市の見解についてもお聞かせください。

次に、設備投資にかかわる新たな固定資産税特例についてであります。本市が特例率をゼロにする考え方として、御答弁より、市税への影響としては、平成31年度には約3,600万円の減収、また、想定どおりに中小企業の設備更新がなされた場合、事業活動における付加価値額の増加は、年間5億円程度に達する試算になるとのこと、ただし、中長期的には税収増が見込め、生産性の改善や企業の収益力向上、また、雇用の増加にもつながるなど、さまざまな面において地域経済の活性化に寄与する効果に期待されていることが、よくわかりました。

そこで、今回の特例措置は、償却資産税について特例率が適用できるというだけのものではなく、特例を措置した自治体において、当該特例措置の対象となる事業者は、ものづくり補助金などの採択が優先されるという大きなメリットがあると聞いております。

そこでお伺いします。

一つに、今回の特例措置により優先採択される補助事業について。

二つに、補助事業の制度について市内事業者に活用を促すためにどのように取り組んでいくのか、お聞かせください。

次に、特区民泊についてであります。ただいま当局より特区民泊施設の環境整備促進補助の採択状況について伺いましたが、事業促進に当たってはなかなか難航しているように思いました。

そこでお伺いします。

一つに、特区民泊事業の補助申請について、難航している理由をどのように捉え、どのように解決していくのか。

二つに、今後、特区民泊を活用してどのような観光振興を目指すのか。

以上、2点お聞かせください。

次に、スタンドパイプを活用した初期消火訓練の実施状況については、花見川区では昨年9月に区内の自主防災組織に参加いただき、初期消火訓練のデモンストレーションを実施。参加者からの意見としては、水量も多く、取り扱いも容易であり、実際に使用することでスタンドパイプの有効性が確認できたとのこと。また、断水時にスタンドパイプを活用した応急給水用仮設給水栓の導入状況については、昨年1月に千葉県水道局との間に応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実態等に関する覚書を締結されたとのこと。さらに、災害発生時に避難所周辺で活用できる消火栓等を選定する作業の実施や105基のスタンドパイプが

今年度県から貸与される予定であり、さまざま取り組みを進めていただいていることが確認できました。

御答弁より、今後は災害発生時に円滑な応急給水が実施できるよう、仮設給水栓の設置訓練やマニュアルの整備などを行っていくとのことですので、応急給水体制の構築にもしっかりと努めていただきたいと思います。

さて、私が2年前に視察した大和市は、なぜ全国に先駆けて市内の自主防災組織やコンビニ、鉄道会社3社などへ貸与して設置を推進したかの一番の理由は、同市は人口密度が川崎市に次いで県内で2番目に高く、木造住宅の密集地も多く点在していることにより、大規模震災時に同時多発的に火災が発生した場合、消防署や消防団だけでは消火対応が困難であることが予想されていることから、導入に踏み切ったとのことでありました。

本市でも、大規模災害時における自主防災組織等による初期消火活動の重要性は認識し、排水栓を使用可能としておりますが、消火用水源といたしましては消火栓があります。

前回の質問でこの消火栓の活用につきましてお聞きしたところ、県水道局等との協議が必要であり、使用条件等について協議を進めると御答弁をいただいております。

そこでお伺いします。

本市の消火栓使用にかかわる協議の進捗状況についてお聞かせください。

以上で2回目を終了します。御答弁よろしく願いいたします。

○**経済農政局長（今井克己君）** 2回目の御質問にお答えいたします。

初めに、中小企業支援についてお答えをいたします。

まず、事業承継の準備を積極的に働きかけることへの見解についてですが、国におきましては、今後10年間に事業承継の集中対応期間として、今までにない、さまざまな支援制度を打ち出していることから、本市といたしましても、この機に市内中小企業の事業承継を加速化するため、企業ごとに丁寧に対応を図る必要があると考えております。

具体的には、市産業振興財団コーディネーターによる訪問相談やセミナー受講者を対象とした個別相談などを通じ、支援制度の積極的な活用を促すほか、昨年7月に、県産業振興センターを中心に、商工会議所、商工会、金融機関などにより形成された千葉県事業承継ネットワークや財団のツインビル移転に伴い、近接する事業引継ぎ支援センターとの連携を強化し、地域一体となって支援を行うなど、1社でも多くの承継成立に向け取り組んでまいります。

次に、償却資産課税特例措置により優先採択される補助事業についてですが、今国会における法案、予算案の成立を前提に、優先採択の対象となる補助金として四つの事業が示されております。

一つには、中小企業が生産性向上に資する革新的サービスの開発などを行う際の設備投資を対象とするものづくり、商業、サービス、経営力向上支援事業、二つに、小規模事業者が商工会、商工会議所と経営計画を作成し、販路開拓などを行う取り組みを対象とする小規模事業者持続化補助金、三つに、中小企業が大学などと連携して行う研究開発等を対象とする戦略的基盤技術高度化支援事業、そして四つに、業務効率化や売り上げ向上に資する簡易的なITツールの導入を対象とするサービスと生産性向上IT導入支援事業と、それぞれ特徴

を有したものとなっております。

次に、償却資産課税特例措置により優先採択される補助金の活用を促す取り組みについてですが、優先採択の対象となる補助金は、事業者から使い勝手がよいと評価されており、例年高い倍率となることから、本市として、特例率をゼロとすることにあわせ、補助金の優先採択のメリットにつきましても、本市ホームページや市産業振興財団のメールマガジンなど、さまざまな機会を活用し、周知することにより、事業者の設備投資や補助金の積極的な活用を促してまいります。

次に、特区民泊についてお答えをいたします。

まず、特区民泊施設の環境整備促進補助金の申請が難航した理由と、どのように解決していくのかについてですが、事業者や地域において民泊に対する関心はあるものの、実施に至るまで機運が十分に高まっていないことも大きな要因として考えられますが、個別の案件では、補助の前提となる国の特区民泊の計画認定が12月下旬となったことから、事業者が特区民泊の認定に必要な設備関係などの検討、調整等のための期間を十分に確保できなかったことなども理由として挙げられます。

今後は、今回申請のあった特区民泊の事例を積極的に発信していくとともに、民泊事業に対して取り組む意欲のある事業者に対しましては、民泊に関するセミナーを紹介するなど、民泊のノウハウを学べる機会を創出していきたいと考えております。

また、既に民泊事業に関心を抱いている事業者に対しましては、引き続き、実現に向けた支援を行うなど、特区民泊の促進に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、特区民泊を活用し、どのような観光振興を目指していくのかについてですが、本市では、内陸部の地域資源を生かしたグリーンツーリズムを集客観光の柱の一つに位置づけており、特区民泊を活用することで、その魅力がさらに深まるものと考えております。

具体的には、特区民泊を活用することで朝から夜まで滞在が可能となることから、滞在しなければ味わえない観光コンテンツを発掘するとともに、その魅力を高め、グリーンエリアにおける豊かで新しい滞在スタイルを創出、発信していきたいと考えており、今月末を目途に「泊まって遊べる」をキーワードとした観光ガイドブックの作成を予定いたしております。

さらに、特区民泊を絡めた市原市との観光資源の連携に取り組んでいくほか、若葉区及び緑区で活動される地域の皆様方とも意見交換を行いながら、回遊や宿泊の促進による地域経済の活性化を目指し、取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

○総務局長（大木正人君） スタンドパイプの活用についてお答えをいたします。

消火栓使用に係る協議の進捗状況についてですが、県水道局と今年度末の協議終了を目途に、自主防災組織が消火栓を使用する際の運用方法や事故発生時の対応等について協議を行ってまいりました。しかしながら、協議中の昨年12月に、千葉市中央区におきまして、消火活動中の消火栓から漏水事故が発生したことから、県水道局におきまして消火栓の緊急点検を実施し、現在、修繕や更新の方法等の検討を行っていることから、協議終了に至っていない状況となっております。

大規模災害時に排水栓と同様に消火栓を活用することは、地域における初期消火活動の充

実につながることから、引き続き、県水道局と早期に協議が整うよう努めてまいります。
以上でございます。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。今回の事業承継税制の見直しを受け、本市では事業承継準備への働きかけとしまして、千葉県事業承継ネットワークや市産業振興財団の移転に伴い、近接する事業引継ぎ支援センターとの連携を強化し、地域一体となって支援し、さらに、1社でも多くの承継成立に向け、取り組んでいくとのこととあります。県としっかりと連携をとっていただきまして、計画的な事業承継を進められるよう要望します。

また、ホームページの支援メニューについては、検索がわかりづらいとの意見もありまして、こういったところから一つ一つ改善する必要もあるのではと思います。よろしくお願ひします。

次に、設備投資にかかわる新たな固定資産税特例については、御答弁により、この特例措置を採択することにより、国のものづくり補助金などが優先採択されるメリットがあり、この面でも、中小企業を強力にバックアップできるものであることがよくわかりました。ぜひ、周知啓発にも努めていただきまして、固定資産税の特例措置の活用を積極的に推進し、市内の中小企業、小規模事業者の活性化につなげていただきたく要望します。

次に、特区民泊についてです。

本特例の対象施設は、制度上、日本人でも外国人でも利用できるものではありませんが、実際に、地元では対象施設の利用者が外国人に制限されているかのような誤解が広がっており、制度の正確な理解の確保と本制度の円滑な活用促進に支障が生じることとならないか、懸念しております。

国家戦略特別区域法第13条は、外国人の観光滞在に適した施設を一定期間以上使用させる事業と規定しており、事業で用いる施設が外国人の観光滞在に適したものであることを求めているものの、施設の利用者については何ら規定を設けておりません。

また、特区民泊事業は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、外国人観光客の受け皿として期待はされているものの、大田区で問題となっている闇民泊も横行しており、また、騒音を初め、近隣住民とのトラブルや無許可営業の民泊施設に宿泊していた外国人による犯罪行為などの騒ぎも発生しております。

本市でも、本年6月より、住宅宿泊事業法、民泊新法の民泊事業が開始となりますが、このような住民とのトラブルや犯罪が起こらないような対策は必要であります。特区民泊の制度の活用を推進していく中で、安全と安心面には十分に配慮し、地域の理解をいただきながら特区民泊事業を推進するよう、要望しておきます。

最後に、スタンドパイプの活用につきましては、私が2年前に大和市を視察した当時は、

全国初の取り組みとしてスタートしたばかりでありましたが、消火栓を使用したスタンドパイプの活用は、現在では全国の自治体に広がってきております。千葉市直下地震での被害想定調査からも、地域住民である自主防災組織による迅速な初期消火活動の充実は、非常に重要であり、必要と考えられます。

災害時での緊急対応として、市内排水栓 5,000 基、市内消火栓 1 万 3,000 基の活用については、大規模災害時に排水栓と同時に消火栓を活用することは、地域における初期消火活動の充実につながると考えていると御答弁をいただきました。引き続き、県水道局との締結に向けてしっかりと協議を進めていただきますようお願いいたします。

最後に、断水時にスタンドパイプを活用した応急給水用仮設給水栓の導入状況については、105 基のスタンドパイプが県から貸与されるとのことであり、災害時に給水を必要とされる避難所には、即設置ができるような体制の整備をとっていただきますよう要望し、私の一般質問を終了します。

御静聴、大変にありがとうございました。（拍手）